

平成 23 年 10 月 31 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 23 年 10 月 31 日（月）開会：午前 10 時 閉会：午前 11 時 59 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長	篠原正寛（政新会）
副委員長	岩下彰（市民クラブ改革）
委員	今村岳司（にしのみや未来）
	大石伸雄（政新会）
	西田いさお（むの会）
	野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
	町田博喜（公明党議員団）

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

3 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長	木田秀
次長	北林哲二
庶務課長	村本和宏
議事調査課長	宮島茂敏

8 協議事項について

（1）平成 24 年度予算協議について

本件は、議会運営委員会において、平成 24 年度の議会関係予算の協議を本委員会でを行うことと決定したことを受け、協議を行うものです。

まず、事務局から市長による平成 24 年度予算編成方針が示された後、現時点において協議する必要がある平成 24 年度議会関係予算項目と議会費の推移について説明を受けました。説明に関する確認を行った後、次の事項について持ち帰り、各派で協議を行い、次回の委員会(11 月 7 日開催予定)から各派からの報告をもとに本格的な議論を進めていくことになりました。

協議の必要な予算項目についてのそれぞれの金額
新規で協議項目とすべきものがある場合については、その理由と金額
昨年度予算協議の際に今後の研究課題とされた本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置と傍聴時の保育体制についての取扱い

(2) 議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について

前回の委員会(10月17日開催)に引き続き、議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与について協議しました。

前回の委員会での各派の意見を踏まえ、事務局が当局の述べる意見の内容について、当局とも調整を行った上で申し合わせ事項の案として作成した「執行機関の意見表明の機会に関する申し合わせ事項(案)」の説明を受けました。加えて、本案を議会運営委員会において申し合わせた場合においても、委員長の次第書等において当局の意見の範囲については、一定制限をした形で述べてもらうような形とすること、阪神間の各市、神戸市、姫路市では、当局の意見機会の付与を制度として定めているところはないことが報告されました。

その後、各委員から意見を聴取した結果、当局から申し出があった場合にその都度議会運営委員会で協議し、その結果許可された場合に意見表明ができることとする意見と事務局から提出された案でよいという意見に分かれました。次回の委員会で引き続き協議することになりました。

(3) 議会基本条例の制定について

前回の委員会に引き続き、議会基本条例の制定について協議しました。

来年6月までの本委員会の方針として、議会基本条例の理念づくりの協議に当たり、全会一致になるような調整を精いっぱい求めていくこと、ただし、全会一致を必須としないということを確認しました。

また、委員から本条例を制定するに際して、憲法第93条に立ち返って議論をするべきである、という意見が出され、憲法から議論をするということとなりました。

(4) 委員会記録のホームページでの公開について

前回の委員会に引き続き、委員会記録のホームページでの公開に関連して、委員会の傍聴について協議しました。すでに全会派から、委員会を事実上の公開にするということので了承を得ておりますので、そうした場合に何が発生して何を決めなければいけないかということの整理を行うために、まず、事務局から、各委員会室に設置できる傍聴席数、及び現場における課題と解決策(案)について、説明を受けました。その後、各委員より質疑を行った結果、実務的に妨げにならない範囲で、どこまで秩序よく最大限の傍聴希望者に公開できるのかということを整備するために、各会派へ持ち帰り、事務局提案の解決策を了とするのか、別のものを提案するのかということを検討し、次回の委員会で引き続き協議することとなりました。

(5) 陳情の取り扱いについて

前回の委員会に引き続き、陳情の取り扱いのうち、陳情受付基準の見直しについて協議しました。

まず、本人確認について協議を行いました。各委員より、会派としての意見を回答していただいた結果、現時点では、1会派のみ結論を保留しており、残る5会派は本人確認を行うべきという意見でした。次回の委員会で引き続き、本人確認について協議することとなりました。

次に、審査した陳情の公開について協議しました。各委員より、会派としての意見を回答していただいた結果、全会派審査した陳情を公開するということが意見が一致しました。

また、郵送により提出された陳情、及び住民でない者が提出した陳情について委員会審査に付するかどうかということについて、次回の委員会で協議することとなりました。

(6) その他

議会関係予算の協議を12月中に終えるため、議会改革特別委員会を12月5日の午後1時30分から開催することとしました。

参考

12月定例会までの本委員会の日程

平成23年11月7日(月)午後1時30分～午後3時30分

平成23年11月24日(木)午前10時～正午

平成23年12月5日(月)午後1時30分～午後3時30分

以 上